

資料 1： 再生可能エネルギー等イノベーション共創プラットフォームについて 平成 31 年 4 月佐賀県新エネルギー産業課(一部抜粋)

プラットフォームの構成

「佐賀県再生可能エネルギー等先進県実現化構想」の実現に向けた全県的な推進組織として、佐賀大学と共同で「再生可能エネルギー等イノベーション共創プラットフォーム（仮称）」を新たに立ち上げ、オープンイノベーションによる研究開発や事業モデル創出を推進する。

【プラットフォーム設立目的】

- 再生可能エネルギーを中心とした社会の実現
- SDGs目標7（国連目標）等達成への貢献
- 再生可能エネルギー等関連産業の集積
- 低炭素化による既存産業の競争力維持
- エネルギー関連産業分野の人材輩出

【プラットフォームによる取組内容】

- 産学官による交流会・研究会の実施
- 共同研究・共同事業推進・外部資金獲得
- 市場開拓・国際貢献推進
- 人材育成
- 取組内容の評価・改善（PCDA評価等）

【佐賀大学の主な役割】

- 交流会・研究会
- 共同研究・共同事業企画
- 実践的高等人材の育成

【県の主な役割】

- 事業支援
- 各種調整

再生可能エネルギー等
イノベーション共創
プラットフォーム

【評議会の主な役割】

- 運営方針の検討
- 予算・決算の審議
- 個別研究テーマの審査・選定
- PDCA評価等

評議会

共同事務局
・ 佐賀大学
・ 県

行政機関

試験研究機関

国内外企業
(金融機関含む)

NGO・NPO

専修学校等
(将来)

佐賀大学における実践的・高度人材育成への期待

県が構想によって目指す姿

県内発や県にゆかりある人・企業・技術・製品等で、日本・世界の再生可能エネルギー等の普及拡大に貢献

構想実現に必要な人材像

県内企業による再生可能エネルギー関連製品等の開発と世界市場への展開をけん引する実践的人材

- ・ エネルギー変換、貯蔵、輸送等に関する高度な工学的専門知識を有し、エネルギー利用技術の開発をけん引できる人材
- ・ 有機材料、無機材料、金属材料に精通し、各材料の機能性を駆使してエネルギー利用技術の開発を支えられる人材
- ・ AI、IoTの高度な工学的知識と数値処理技能を有し、効率的なエネルギー管理手法やエネルギー管理に有効なツール等の開発をけん引できる人材
- ・ 都市工学や建築工学の高度な専門的知識を有し、それぞれの施設の利用実態や環境に即した最適なエネルギーの利用条件や、広域的なエネルギー需給について分析評価して、地域単位での効率的なエネルギーバランス確保等に応用できる人材
- ・ 工学分野の専門的かつ実践的知識を有するとともに英語によるコミュニケーションスキルに長け、グローバルなニーズを把握し、県内企業等の国内外の市場開拓に貢献できる人材

大学院教育

- ・ 工学系高度専門人材の育成
- ・ 海外とのコミュニケーションに長けた人材の育成

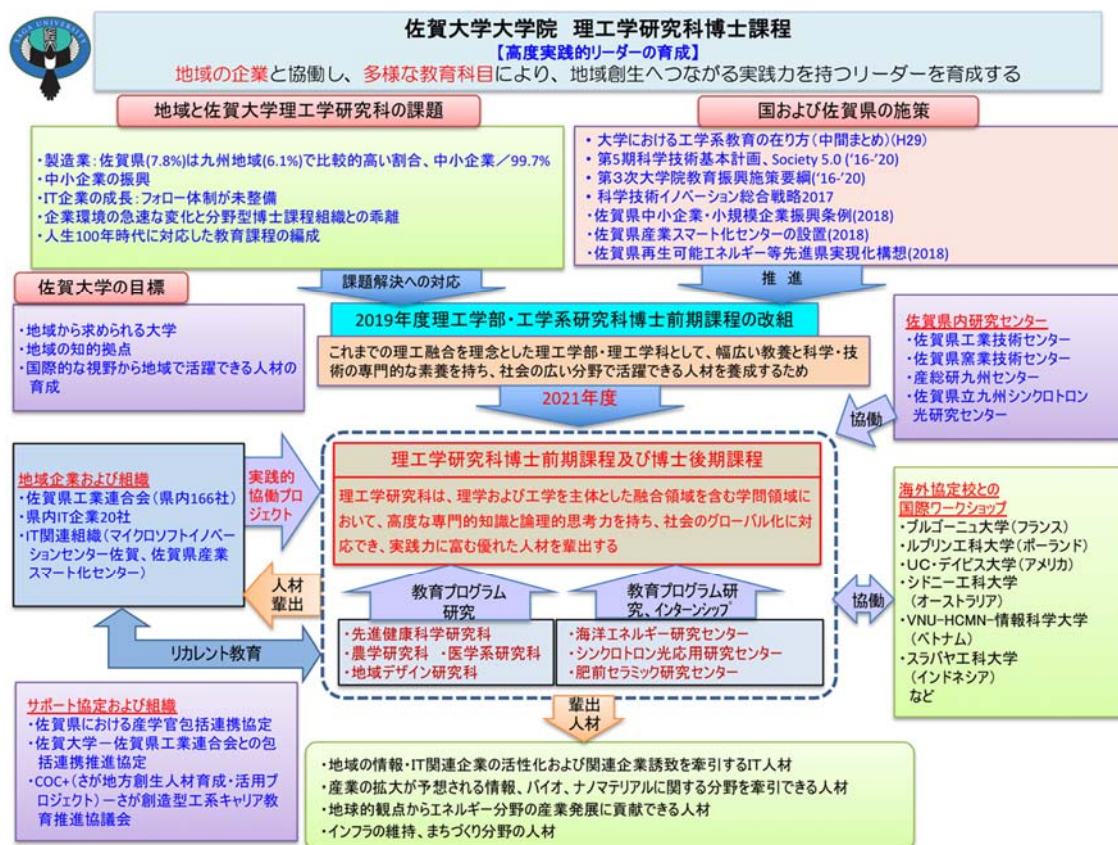
県内企業とのマッチング

- ・ プラットフォーム事業（県との協働）によって、博士課程専攻生と県内企業との実践的交流を演出

期待する効果

- ・ 修了生の県内就職率向上
- ・ 大手企業等に就職の場合でも県内との橋渡し役を期待

資料 2： 理工学研究科博士課程とその背景および関連機関との連携



資料 3： 理工学研究科理工学専攻(博士後期課程)履修モデル(4 月入学)

数理・情報サイエンスコース

年次	学期 (クォーター)	博士課程研究	専攻共通科目		コース専門科目
1	第 1 (4～5 月)	博士課程研究	Introduction to Science and Engineering Application (理工学応用概論)		
	第 2 (6～7 月)	博士課程研究			
	第 3 (10～11 月)	博士課程研究	Colloquium on Science and Engineering (理工学コロキウム)	Practical Cooperative Project (実践的協働プロジェクト)	
	第 4 (12～1 月)	博士課程研究		Practical Cooperative Project (実践的協働プロジェクト)	
2	第 1 (4～5 月)	博士課程研究			Advanced Mathematical and Information Science (数理・情報サイエンス特論)
	第 2 (6～7 月)	博士課程研究			
	第 3 (10～11 月)	博士課程研究	International Workshop (国際ワークショップ)		
	第 4 (12～1 月)	博士課程研究			
3	第 1 (4～5 月)	博士課程研究			
	第 2 (6～7 月)	博士課程研究			
	第 3 (10～11 月)	博士課程研究			
	第 4 (12～1 月)	博士課程研究			

機械・電気エネルギー工学コース

年次	学期 (クォーター)	博士課程研究	専攻共通科目		コース専門科目
1	第 1 (4～5 月)	博士課程研究	Introduction to Science and Engineering Application (理工学応用概論)		
	第 2 (6～7 月)	博士課程研究			
	第 3 (10～11 月)	博士課程研究	Colloquium on Science and Engineering (理工学コロキウム)	Practical Cooperative Project (実践的協働プロジェクト)	
	第 4 (12～1 月)	博士課程研究		Practical Cooperative Project (実践的協働プロジェクト)	
2	第 1 (4～5 月)	博士課程研究			Advanced Mechanical and Electrical Energy Engineering (機械・電気エネルギー工学特論)
	第 2 (6～7 月)	博士課程研究			
	第 3 (10～11 月)	博士課程研究	International Workshop (国際ワークショップ)		
	第 4 (12～1 月)	博士課程研究			
3	第 1 (4～5 月)	博士課程研究			
	第 2 (6～7 月)	博士課程研究			
	第 3 (10～11 月)	博士課程研究			
	第 4 (12～1 月)	博士課程研究			

社会基盤・建築デザインコース

年次	学期 (クォーター)	博士課程研究	専攻共通科目		コース専門科目
1	第1(4～5月)	博士課程研究	Introduction to Science and Engineering Application (理工学応用概論)		
	第2(6～7月)	博士課程研究			
	第3(10～11月)	博士課程研究	Colloquium on Science and Engineering (理工学コロキウム)	Practical Cooperative Project (実践的協働プロジェクト)	
	第4(12～1月)	博士課程研究		Practical Cooperative Project (実践的協働プロジェクト)	
2	第1(4～5月)	博士課程研究			Advanced Lecture on Civil Engineering and Architectural Design (社会基盤建築デザイン特論)
	第2(6～7月)	博士課程研究			
	第3(10～11月)	博士課程研究	International Workshop (国際ワークショップ)		
	第4(12～1月)	博士課程研究			
3	第1(4～5月)	博士課程研究			
	第2(6～7月)	博士課程研究			
	第3(10～11月)	博士課程研究			
	第4(12～1月)	博士課程研究			

バイオ・マテリアルエンジニアリングコース

年次	学期 (クォーター)	博士課程研究	専攻共通科目		コース専門科目
1	第1(4～5月)	博士課程研究	Introduction to Science and Engineering Application (理工学応用概論)		
	第2(6～7月)	博士課程研究			
	第3(10～11月)	博士課程研究	Colloquium on Science and Engineering (理工学コロキウム)	Practical Cooperative Project (実践的協働プロジェクト)	
	第4(12～1月)	博士課程研究		Practical Cooperative Project (実践的協働プロジェクト)	
2	第1(4～5月)	博士課程研究			Advanced Biomaterial Systems (生体物質システム学特論)
	第2(6～7月)	博士課程研究			
	第3(10～11月)	博士課程研究	International Workshop (国際ワークショップ)		
	第4(12～1月)	博士課程研究			
3	第1(4～5月)	博士課程研究			
	第2(6～7月)	博士課程研究			
	第3(10～11月)	博士課程研究			
	第4(12～1月)	博士課程研究			

資料 4： 理工学研究科理工学専攻(博士後期課程)履修モデル(10 月入学)

数理・情報サイエンスコース

年次	学期 (クォーター)	博士課程研究	専攻共通科目		コース専門科目
1	第 3 (10～11 月)	博士課程研究	Introduction to Science and Engineering Application (理工学応用概論)		
	第 4 (12～1 月)	博士課程研究			
	第 1 (4～5 月)	博士課程研究	Colloquium on Science and Engineering (理工学コロキウム)		Advanced Mathematical and Information Science (数理・情報サイエンス特論)
	第 2 (6～7 月)	博士課程研究			
2	第 3 (10～11 月)	博士課程研究	International Workshop (国際ワークショップ)	Practical Cooperative Project (実践的協働プロジェクト)	
	第 4 (12～1 月)	博士課程研究		Practical Cooperative Project (実践的協働プロジェクト)	
	第 1 (4～5 月)	博士課程研究			
	第 2 (6～7 月)	博士課程研究			
3	第 3 (10～11 月)	博士課程研究			
	第 4 (12～1 月)	博士課程研究			
	第 1 (4～5 月)	博士課程研究			
	第 2 (6～7 月)	博士課程研究			

機械・電気エネルギー工学コース

年次	学期 (クォーター)	博士課程研究	専攻共通科目		コース専門科目
1	第 3 (10～11 月)	博士課程研究	Introduction to Science and Engineering Application (理工学応用概論)		
	第 4 (12～1 月)	博士課程研究			
	第 1 (4～5 月)	博士課程研究	Colloquium on Science and Engineering (理工学コロキウム)		Advanced Mechanical and Electrical Energy Engineering (機械・電気エネルギー工学特論)
	第 2 (6～7 月)	博士課程研究			
2	第 3 (10～11 月)	博士課程研究	International Workshop (国際ワークショップ)	Practical Cooperative Project (実践的協働プロジェクト)	
	第 4 (12～1 月)	博士課程研究		Practical Cooperative Project (実践的協働プロジェクト)	
	第 1 (4～5 月)	博士課程研究			
	第 2 (6～7 月)	博士課程研究			
3	第 3 (10～11 月)	博士課程研究			
	第 4 (12～1 月)	博士課程研究			
	第 1 (4～5 月)	博士課程研究			
	第 2 (6～7 月)	博士課程研究			

社会基盤・建築デザインコース

年次	学期 (クォーター)	博士課程研究	専攻共通科目		コース専門科目
1	第3(10～11月)	博士課程研究	Introduction to Science and Engineering Application (理工学応用概論)		
	第4(12～1月)	博士課程研究			
	第1(4～5月)	博士課程研究	Colloquium on Science and Engineering (理工学コロキウム)		Advanced Lecture on Civil Engineering and Architectural Design (社会基盤建築デザイン特論)
	第2(6～7月)	博士課程研究			
2	第3(10～11月)	博士課程研究	International Workshop (国際ワークショップ)	Practical Cooperative Project (実践的協働プロジェクト)	
	第4(12～1月)	博士課程研究		Practical Cooperative Project (実践的協働プロジェクト)	
	第1(4～5月)	博士課程研究			
	第2(6～7月)	博士課程研究			
3	第3(10～11月)	博士課程研究			
	第4(12～1月)	博士課程研究			
	第1(4～5月)	博士課程研究			
	第2(6～7月)	博士課程研究			

バイオ・マテリアルエンジニアリングコース

年次	学期 (クォーター)	博士課程研究	専攻共通科目		コース専門科目
1	第3(10～11月)	博士課程研究	Introduction to Science and Engineering Application (理工学応用概論)		
	第4(12～1月)	博士課程研究			
	第1(4～5月)	博士課程研究	Colloquium on Science and Engineering (理工学コロキウム)		Advanced Biomaterial Systems (生体物質システム学特論)
	第2(6～7月)	博士課程研究			
2	第3(10～11月)	博士課程研究	International Workshop (国際ワークショップ)	Practical Cooperative Project (実践的協働プロジェクト)	
	第4(12～1月)	博士課程研究		Practical Cooperative Project (実践的協働プロジェクト)	
	第1(4～5月)	博士課程研究			
	第2(6～7月)	博士課程研究			
3	第3(10～11月)	博士課程研究			
	第4(12～1月)	博士課程研究			
	第1(4～5月)	博士課程研究			
	第2(6～7月)	博士課程研究			

資料 5： 理工学研究科理工学専攻(博士後期課程)コースツリー(4月入学)

理工学研究科理工学専攻(博士後期課程)コースツリー(4月入学)

学位授与の方針						
		①専門分野に関する高度な知識・技術、理工学分野の幅広い知識を身に付けている。		②課題を発見・解決・発表する能力を身に付けている。		③他者と協力して物事を遂行する協働力を身に付けている。
				④高い倫理観を身に付けている。		⑤国際社会で求められる多様性の理解を身に付けている。
科目等の趣旨		数理・情報サイエンスコース (理学) (工学)		機械・電気エネルギー工学コース (工学)		社会基盤・建築デザインコース (工学)
		バイオ・マテリアルエンジニアリングコース (理学) (工学)				
3 年 次	専門分野における高度な知識・技術、課題発見・解決・発表する能力、実践力	博士課程研究 (理学の専門分野)	博士課程研究 (工学の専門分野)	博士課程研究 (工学の専門分野)	博士課程研究 (工学の専門分野)	博士課程研究 (理学の専門分野)
	倫理観の醸成	研究倫理に関するコンプライアンス教育				
2 年 次	グローバル社会に対応できる能力	International Workshop（国際ワークショップ）				
	倫理観の醸成	研究倫理に関するコンプライアンス教育				
1 年 次	コースの専門性の理解	Advanced Mathematical and Information Science (数理・情報サイエンス特論)	Advanced Mechanical and Electrical Energy Engineering (機械・電気エネルギー工学特論)	Advanced Lecture on Civil Engineering and Architectural Design (社会基盤建築デザイン特論)	Advanced Biomaterial Systems (生体物質システム学特論)	
	プレゼンテーション力と他分野理解	Colloquium on Science and Engineering（理工学コロキウム）				
	協働作業・問題解決を通じた実践力	Practical Cooperative Project（実践的協働プロジェクト）				
	倫理観の醸成	研究倫理に関するコンプライアンス教育				
	理工学の幅広い知識の修得	Introduction to Science and Engineering Application（理工学応用概論）				

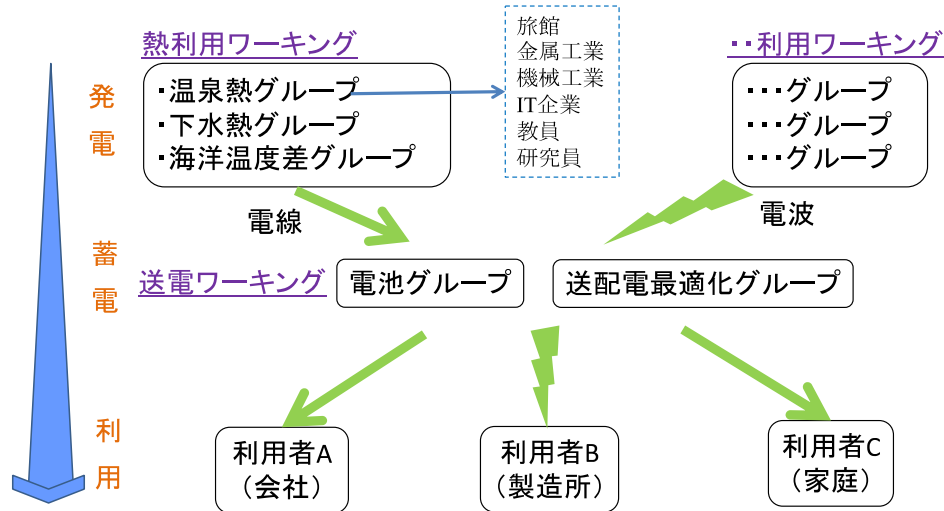
資料 6： 理工学研究科理工学専攻(博士後期課程)コースツリー(10月入学)

理工学研究科理工学専攻(博士後期課程)コースツリー(10月入学)

学位授与の方針						
①専門分野に関する高度な知識・技術・理工学分野の幅広い知識を身に付けている。		②課題を発見・解決・発表する能力を身に付けている。		③他者と協力して物事を遂行する協働力を身に付けている。		④高い倫理観を身に付けている。
						⑤国際社会で求められる多様性の理解を身に付けている。
科目等の趣旨		数理・情報サイエンスコース (理学) (工学)		機械・電気エネルギー工学コース (工学)	社会基盤・建築デザインコース (工学)	バイオ・マテリアルエンジニアリングコース (理学) (工学)
3 年 次	専門分野における高度な知識・技術・課題発見・解決・発表する能力、実践力	博士課程研究 (理学の専門分野)	博士課程研究 (工学の専門分野)	博士課程研究 (工学の専門分野)	博士課程研究 (工学の専門分野)	博士課程研究 (理学の専門分野) 博士課程研究 (工学の専門分野)
	倫理観の醸成	研究倫理に関するコンプライアンス教育				
2 年 次	倫理観の醸成	研究倫理に関するコンプライアンス教育				
	協働作業・問題解決を通じた実践力	Practical Cooperative Project（実践的協働プロジェクト）				
	グローバル社会に対応できる能力	International Workshop（国際ワークショップ）				
	コースの専門性の理解	Advanced Mathematical and Information Science (数理・情報サイエンス特論)	Advanced Mechanical and Electrical Energy Engineering (機械・電気エネルギー工学特論)	Advanced Lecture on Civil Engineering and Architectural Design (社会基盤建築デザイン特論)	Advanced Biomaterial Systems (生体物質システム学特論)	
1 年 次	倫理観の醸成	研究倫理に関するコンプライアンス教育				
	プレゼンテーション力と他分野理解	Colloquium on Science and Engineering（理工学コロキウム）				
	理工学の幅広い知識の修得	Introduction to Science and Engineering Application（理工学応用概論）				

資料 7： Practical Cooperative Project（実践的協働プロジェクト）において再生可能エネルギープロジェクトへ参加した場合（例示）

（例）再生可能エネルギープロジェクトへ参加した場合



実施内容

- ・グループへ配属(例: 温泉熱グループ)
- ・学生の専門を考慮した課題の設定(例: 温泉熱を利用した発電システムの高効率化)
- ・グループ検討会での議論による問題点の明確化と解決手法の検討(例: 熱交換器の改良)
- ・専門知識の駆使とグループとの協働による課題への取組(例: 温泉熱に適合した熱交換器の設計)
- ・課題に取り組んだ内容および結果をまとめた報告書を作成
- ・指導教員がプロジェクト担当者との協議の上で評価

資料 8： 先行履修制度内規(案)

佐賀大学大学院理工学研究科における博士後期課程先行履修科目の履修に関する内規（案）

（令和 年 月 日制定）

（趣旨）

第 1 条 佐賀大学大学院理工学研究科博士前期課程学生の博士後期課程先行履修科目の履修（以下「先行履修」という）については、佐賀大学学則（平成 16 年 4 月 1 日制定）に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

（履修資格）

第 2 条 先行履修ができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 本学大学院理工学研究科博士後期課程に進学を志望する者。
- （2） 博士前期課程 2 年次に在籍する者で G P A 3. 0 以上の者。
- （3） 指導教員等の了承を得ていること。

（履修科目の上限）

第 3 条 先行履修の授業科目として登録することができる単位数の上限は 2 単位とする。

（履修科目）

第 4 条 大学院先行履修科目は、別表に定める。

附 則

- 1 この内規は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度の入学生から適用する。

資料 9： 国立大学法人佐賀大学教育職員定年規程

国立大学法人佐賀大学教育職員定年規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人佐賀大学教育職員就業規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 9 条の規定に基づく国立大学法人佐賀大学の専任の教授，准教授，講師，助教及び助手（以下「大学教員」という。）の定年は，この規程の定めるところによる。

(定年及び退職の日)

第 2 条 大学教員の定年は，年齢 65 年とする。

2 大学教員の定年による退職の日は，定年に達した日の属する学年の末日とする。

(規程の改正)

第 3 条 この規程の改正は，教育研究評議会において，構成員の 3 分の 2 以上が出席し，出席者の過半数の同意を得なければならない。

附 則

この規程は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 22 日改正）

この規程は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日改正）

この規程は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

資料 10： 理工学研究科理工学専攻(博士後期課程)修了までスケジュール表

年次	学期 (クォーター)	実施内容
1	第 1 4～5 月	主指導教員 1 名、副指導教員 2 名を、入学年度の 4 月に開催される研究科委員会で決定する。
	第 2 6～7 月	- 指導教員は、「Introduction to Science and Engineering Application (理工学応用概論)」の履修を指導する。 - 主指導教員は、学生と面談し、副指導教員との協議の上で研究課題を確定し、5 月末までに 1 年第 1～第 2 クォーターの研究指導計画を決定する。 - 指導教員は研究背景および先行研究の調査について指導する。 - 学生は 9 月末に研究実施報告を行う。
	第 3 10～11 月	主指導教員は学生と面談し、副指導教員との協議の上、10 月末までに研究経過の点検・評価・助言および 1 年第 3～第 4 クォーターの研究指導計画を決定する。
	第 4 12～1 月	- 指導教員は、「Practical Cooperative Project (実践的協働プロジェクト)」の実施内容について、相手先と学生との協議の上で決定する。「Colloquium on Science and Engineering (理工学コロキウム)」でのプレゼンテーションを指導する。さらに、研究課題に則った研究方法・実験計画等の指導を行う。 - 学生は 3 月末に研究実施報告を行う。
2	第 1 4～5 月	主指導教員は学生と面談し、副指導教員との協議の上、5 月末までに研究経過の点検・評価・助言および 2 年第 1～第 2 クォーターの研究指導計画を決定する。
	第 2 6～7 月	- 指導教員は、「コース専門科目」の履修を指導する。 - 指導教員は、引き続き研究課題に則った研究方法・実験計画等の指導を行う。 - 指導教員は、学会等での研究発表や学術論文の執筆の指導を行う。 - 学生は 9 月末に研究実施報告を行う。
	第 3 10～11 月	主指導教員は学生と面談し、副指導教員との協議の上、10 月末までに研究経過の点検・評価・助言および 2 年第 3～第 4 クォーターの研究指導計画を決定する。
	第 4 12～1 月	- 指導教員は、「International Workshop (国際ワークショップ)」の履修を指導する。 - 指導教員は、引き続き研究課題に則った研究方法・実験計画等、実験結果等の分析や考察について指導する。 - 指導教員は、引き続き学会等での研究発表や学術論文の執筆の指導を行う。 - 学生は 3 月末に研究実施報告を行う。

3	第 1 4～5 月	- 主指導教員は学生と面談し、副指導教員との協議の上、5 月末までに研究経過の点検・評価・助言および 3 年第 1～第 2 クォーターの研究指導計画を決定する。 - 指導教員は、これまでの研究成果を博士論文にまとめるための指導を行う。 - 学生は 9 月末に研究実施報告を行う。
	第 2 6～7 月	
	第 3 10～11 月	- 主指導教員は学生と面談し、副指導教員との協議の上、10 月末までに研究経過の点検・評価・助言および 3 年第 3～第 4 クォーターの研究指導計画を決定する。 - 指導教員は、公聴会の指導を行う。 4 名以上の審査員(主査 1 名、副査 3 名以上)を研究科委員会で選出する。 - 審査員は、学位審査会で最終試験を行い、博士論文および最終試験結果を審査する。 - 審査結果を研究科委員会で審議し、学位授与の可否を決定する。 - 学生は 3 月末に研究実施報告を行う。
	第 4 12～1 月	

- 研究指導体制：出願時の応募書類および入学試験の結果により、主指導教員 1 名、副指導教員 2 名以上を、入学年度の 4 月に開催される研究科委員会で決定する。
- 研究指導実績報告：指導教員と副指導教員による研究指導計画と研究経過の点検・評価・助言、学生による研究実施報告は、全て、Web 上の研究指導実施報告に記載する。
- 修了要件：博士後期課程に 3 年以上在籍し、専攻共通科目 6 単位及びコース専門科目 1 単位を修得し、研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。
- 学位論文審査体制：博士論文の学位審査は 3 名以上の審査員によって行う。主査は学生の所属するコースから選出し、副査は、博士論文の研究課題に応じて研究科内の他コースあるいは他研究科の教員を選出することができる。

博士論文は以下の項目について審査する。

①

博士論文の内容については、その分野での意義、新規性および独創性が十分であるかを審査する。

②

公聴会を開催し、研究の目的、結果及び結論が明確に説明されるか、また、質疑応答の適切さを評価する。

③

最終試験を実施し、博士論文の内容に関連した学力を問う。

学生は理学または工学の専攻分野の名称を付して学位の申請を行う。学位審査会は最終試験と審査を実施した後、その結果の要旨を研究科委員会に報告する。研究科委員会はこの報告に基づき、博士論文および最終試験の合否の判定を行い、学位に付記する専攻分野を決定する。

資料 11： 佐賀大学学位規則

佐賀大学学位規則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐賀大学学則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 36 条及び佐賀大学大学院学則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 22 条の規定に基づき、佐賀大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位とする。

(学位に付記する専攻分野の名称)

第 3 条 前条の学位を授与するに当たっては、別表に定める専攻分野の名称を付記するものとする。

(学士の学位授与の要件)

第 4 条 学士の学位は、本学の学部を卒業した者に授与するものとする。

(修士の学位授与の要件)

第 5 条 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与するものとする。

(博士の学位授与の要件)

第 6 条 博士の学位は、本学大学院の博士課程を修了した者又は本学大学院の博士課程の後期 3 年の課程（以下「博士後期課程」という。）を修了した者に授与するものとする。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の行う博士の学位論文（以下「博士論文」という。）の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者又は本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者に授与することができる。

(専門職学位の授与の要件)

第 6 条の 2 専門職学位は、本学大学院の専門職学位課程を修了した者に授与するものとする。

(学位の申請)

第 7 条 第 5 条に規定する学位の授与を受けようとする者は、学位申請書（第 1 号様式）に修士の学位論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）を添え、研究科長に提出しなければならない。

2 第 6 条第 1 項に規定する学位の授与を受けようとする者は、学位申請書（第 2 号様式）に博士論文、論文目録（第 4 号様式）、博士論文の要旨及び履歴書を添え、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。

- 3 第6条第2項の規定により、博士論文を提出して学位の授与を受けようとする者は、学位申請書（第3号様式）に、前項に規定するもののほか、別に定める学位論文審査手数料を添え、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。
- 4 研究科の博士課程又は博士後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が学位を申請するときは、前項の規定を準用する。この場合において、退学したときから1年を超えないときは、学位論文審査手数料の納付を免除する。
- 5 既納の学位論文審査手数料は、返還しない。

（修士論文等及び博士論文）

第8条 修士論文等及び博士論文は、1編に限る。ただし、参考資料として他の論文を添付することができる。

- 2 研究科長は、審査のため必要があるときは、修士論文等及び博士論文の提出者に、当該修士論文等及び博士論文の訳文その他必要な資料等の提出を求めることができる。

（審査の付託）

第9条 研究科長は、第7条第1項の規定による修士の学位の申請を受理したときは、当該研究科委員会にその審査を付託しなければならない。

- 2 学長は、第7条第2項から第4項までの規定による博士の学位の申請を受理したときは、当該研究科長を経て、研究科委員会にその審査を付託しなければならない。

（審査員の選出）

第10条 前条第1項の規定により修士論文等の審査を付託された研究科委員会は、修士論文等の内容及び専攻科目に関連がある教員の中から審査員3人以上を選出して、修士論文等の審査及び最終試験を行わせるものとする。

- 2 前条第2項の規定により博士論文の審査を付託された研究科委員会は、博士論文の内容及び専攻科目に関連がある教員の中から審査員3人以上を選出して、博士論文の審査並びに最終試験又は試験及び学力の確認を行わせるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、修士論文等及び博士論文の審査に当たって必要があるときは、研究科委員会の議を経て、他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）の教員等を審査員として加えることができる。

（審査の期間）

第11条 修士論文は、提出者の在学期間中に審査を終了するものとする。

- 2 博士論文は、受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。

（最終試験）

第12条 最終試験は、第7条第1項又は第2項の規定により申請のあった者に対し、修士論文等又は博士論文の審査を終えた後、修士論文等又は博士論文を中心として、これに関連のある科目について筆記又は口述により行うものとする。

（試験）

第13条 試験は、第7条第3項及び第4項の規定により申請のあった者に対し、博士論文の審査を終えた後、博士論文を中心として、これに関連のある専門分野について筆記又は口述により行うものとする。

(学力の確認)

第14条 学力の確認は、第7条第3項及び第4項の規定により申請のあった者に対し、博士論文の審査及び試験を終えた後、博士論文に関連のある専門分野及び外国語について筆記又は口述により行うものとする。

(学力の確認の特例)

第15条 前条の規定にかかわらず、第7条第4項に規定する者のうち、退学したときから一定の年限内の者については、各研究科の定めるところにより、第6条第1項に規定する者と同等以上の学力を有する者とみなし、学力の確認を免除することができる。

(審査結果の要旨の報告)

第16条 審査員は、第7条第1項又は第2項の規定により申請のあった者の修士論文等又は博士論文の審査及び最終試験を終了したときは、その結果の要旨を速やかに研究科委員会に報告するものとする。

2 審査員は、第7条第3項及び第4項の規定により申請のあった者の博士論文の審査並びに試験及び学力の確認を終了したときは、その結果の要旨を速やかに研究科委員会に報告するものとする。

3 前2項の報告は、文書をもって行うものとする。

(合否の判定)

第17条 研究科委員会は、前条第1項の報告に基づき、修士論文等又は博士論文及び最終試験の合否の判定を行う。

2 研究科委員会は、前条第2項の報告に基づき、博士論文及び試験の合否の判定を行う。

(判定結果の報告)

第18条 学部長又は研究科長は、教授会又は研究科委員会において学位を授与するものと判定したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した文書を添えて、その旨を学長に報告しなければならない。

(1) 授与する学位の種類

(2) 授与する年月日

(3) 博士の場合、第6条第1項又は第2項のいずれの規定によるかの別

(4) 博士の場合、博士論文の審査及び最終試験又は試験の結果の要旨

(5) 第6条第2項の規定による博士の場合、学力の確認の結果の要旨

2 学位を授与できないと判定した者については、その旨を学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第19条 学長は、前条の報告を経て、課程の修了及び学位を授与すると決定した者には、学位記（第5号様式、第6号様式、第7号様式、第8号様式又は第9号様式）を交付し、学位を授与できないと決定した者には、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）附則第2項の規定により平成15年9月30日に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた佐賀医科大学に在学していた者に対し、学位を授与すると決定した場合の学位記は、第10号様式、第11号様式又は第12号様式とする。

（学位授与の報告）

第20条 前条の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第12条に定める様式により文部科学大臣に報告しなければならない。

（博士論文要旨等の公表）

第21条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る博士論文の要旨及び博士論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（博士論文の公表）

第22条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る博士論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に、公表したときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、研究科長は、当該博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行わなければならない。

（学位の名称）

第23条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「佐賀大学」と付記しなければならない。

（学位授与の取消し）

第24条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、教授会又は研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記の返還を命じ、かつ、その旨を公表するものとする。

（学位記の再交付）

第25条 学位記の再交付を受けようとする者は、その理由を明記して学長に願い出なければならない。

(雑則)

第26条 この規則に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、各学部又は各研究科が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人の成立の際現に国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）附則第2項の規定により平成15年9月30日に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた佐賀大学教育学部に在学していた者に係る学位に付記する専攻分野の名称は、第3条第1号の規定にかかわらず、教育学とする。

附 則（平成16年7月20日改正）

この規則は、平成16年7月20日から施行する。

附 則（平成21年3月19日改正）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月25日改正）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日改正）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月23日改正）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人佐賀大学規則の一部を改正する規則（平成18年2月16日制定）附則第2項の規定により平成18年3月31日に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた佐賀大学農学部に置かれていた学科、国立大学法人佐賀大学規則の一部を改正する規則（平成20年2月13日制定）附則第2項の規定により平成20年3月31日に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた佐賀大学大学院医学系研究科に置かれていた専攻並びに国立大学法人佐賀大学規則の一部を改正する規則（平成22年3月25日制定）附則第2項の規定により平成22年3月31日に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた佐賀大学大学院工学系研究科及び佐賀大学大学院農学研究科に置かれていた専攻に在学する者に授与する学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月27日改正）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 国立大学法人佐賀大学基本規則の一部を改正する基本規則（平成25年2月27日制定）附則第2項の規定により平成25年3月31日に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた佐賀大学経済学部になされていた課程に在学する者に授与する学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年6月26日改正）

- 1 この規則は、平成25年6月26日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の佐賀大学学位規則（以下「新学位規則」という。）第21条の規定は、この規則の適用の日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 新学位規則第22条の規定は、この規則の適用の日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月26日改正）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月24日改正）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人佐賀大学基本規則の一部を改正する基本規則（平成28年2月24日制定）附則第2項及び第3項の規定により平成28年3月31日に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた佐賀大学文化教育学部に置かれていた課程並びに佐賀大学大学院教育学研究科及び佐賀大学大学院経済学研究科に置かれていた専攻に在学する者に授与する学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月28日改正）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月27日改正）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人佐賀大学基本規則の一部を改正する基本規則（平成31年2月27日制定）附則第2項及び第3項の規定により平成31年3月31日に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた佐賀大学理工学部及び佐賀大学農学部になされていた学科並びに佐賀大学大学院医学系研究科修士課程及び佐賀大学大学院工学系研究科博士前期課程になされていた専攻に在学する者に対する学位の授与、授与する学位に付記する専攻分野の名称及び学位記の様式は、改正後の第5条、別表及び第6号様式の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

学位及び専攻分野の名称

1 学部

学 部	学科又は課程	学位及び専攻分野の名称
教育学部	学校教育課程	学士（学校教育）
芸術地域デザイン学部	芸術地域デザイン学科	学士（芸術）
		学士（地域デザイン）
経済学部	経済学科	学士（経済学）
	経営学科	学士（経済学）
	経済法学科	学士（経済学）
医学部	医学科	学士（医学）
	看護学科	学士（看護学）
理工学部	理工学科	学士（理学）
		学士（工学）
農学部	生物資源科学科	学士（農学）

2 研究科

研究科	課 程	専 攻	学位及び専攻分野の名称
学校教育学研究科	専門職学位課程	教育実践探究専攻	教職修士（専門職）
地域デザイン研究科	修士課程	地域デザイン専攻	修士（地域デザイン）
医学系研究科	博士課程	医科学専攻	博士（医学）
先進健康科学研究科	修士課程	先進健康科学専攻	修士（医科学）
			修士（看護学）
			修士（理学）
			修士（工学）
			修士（農学）
理工学研究科	修士課程	理工学専攻	修士（理学）
			修士（工学）
工学系研究科	博士後期課程	システム創成科学専攻	博士（学術）
			博士（理学）
			博士（工学）
農学研究科	修士課程	生物資源科学専攻	修士（農学）